Ⅳ．中国・香港特別行政区

1. 積極的側面

51. 委員会は、障害手当金等、香港特別行政区が障害者への積極的優遇措置を導入したことを評価する。

52. 委員会は、「特別な教育ニーズ」のある生徒1人ごとに、学校が特定の金額を受け取れる学習支援助成金の決定を歓迎する。

1. 主要な懸念分野と勧告
2. 一般的原則と義務（第1条－第4条）

53. 委員会は、障害手当のスキームにおける時代遅れの適格基準、及び法律の各所と政府の部局において、障害についての様々な定義が統一されていないことを遺憾とする。

54. 委員会は香港特別行政区に対して、不適切な適格基準を改正し、障害者権利条約第1条及び人権モデルを充分反映した障害者の定義を採用することを奨励する。

1. 個別の権利（第5条－第30条）

平等及び無差別（第5条）

55. 委員会は、障害差別禁止条例の監視と実施に責任を持つ機会均等委員会の消極的すぎる役割を懸念する。

56. 委員会は機会均等委員会に対して、特に不服申し立て案件について、その役割を見直してより積極的な役割をとるよう勧告する。

障害のある女子（第6条）

57. 委員会は、障害女性と女児が直面している差別、及び障害者権利条約を促進するにあたり第6条を無視するなど、差別発生を削減するための香港特別行政区政府の行動不足を懸念する。委員会は、障害女性や女児に対するドメスティック・バイオレンスが繰り返し発生することを不安に感じる。

58. 委員会は香港特別行政区の女性に関する委員会が、障害女性と女児の生活状況の改善を委員会の任務に統合し、委員会に障害のある女性の代表を含めることを勧告する。また委員会は香港特別行政区に、障害女性が男性との平等を基礎として自分達の権利を享受できることを保証するために、障害者権利条約第6条についての意識を向上させることを求める。さらに、委員会は香港特別行政区に対し、障害女性へのドメスティック・バイオレンスを予防し、加害者と責任ある者全てを告訴し罰することを要請する。

障害のある児童（第7条）

59. 香港特別行政区が提供するアセスメントと早期教育サービスを称賛する一方、委員会は提供されているサービスが圧倒的な需要に見合うには不十分なことを懸念する。

60. 委員会は香港特別行政区に対して、障害のある児童が最大限の可能性まで発達できることを保証するためにサービスを提供するよう、もっと資源を配分することを勧告する。

施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）（第9条）

61. 香港特別行政区はここ数年間で政府の建物、娯楽と文化的施設、公共住宅のバリアフリーアクセスを改善したものの、委員会は障害者がいまだにアクセシビリティにおいて困難さに直面していることを懸念する。委員会は特に、「設計マニュアル―バリアフリーアクセス」に書かれている建物の基準が遡及的に適用されず、政府もしくは住宅局が管理する建物には適用されないことを特に遺憾に思う。委員会は、建物のアクセシビリティを評価する監視の仕組みが不十分であり、そのため障害者が地域で自立した生活を送る能力を制限していると懸念する。

62. 委員会は香港特別行政区に対し、「設計マニュアル―バリアフリーアクセス」の見直しを継続し、政府もしくは住宅局が管理する建物にも遡及的にこれらの基準を適用することを奨励する。委員会は香港特別行政区がアクセシビリティの監視プロセスを強化することを勧告する。

生命に対する権利（第10条）

63. 委員会は、知的もしくは精神障害者の自殺リスクが高まったことを懸念する（香港特別行政区の全自殺率の35％）。

64. 委員会は香港特別行政区に対して、これらの人々へ自由な同意及びインフォームドコンセントに基づく必要な心理的治療とカウンセリングを提供することを要請する。委員会は彼らの自殺リスクを定期的にアセスメントするよう勧告する。

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

65. 委員会は、障害女性と女児が性的暴力の対象になっている事件を懸念する。

66. 委員会は、香港特別行政区がこれらの事件の捜査を続け、加害者と責任を負うすべての人を告訴することを提案する。また委員会は、知的障害のある児童と青年に性教育を提供し、法執行官に障害女性や女児への暴力に対処するためのトレーニングを受けさせることを勧告する。

67. さらに委員会は、シェルターワークショップは条約を実施する上で良い方法とは考えないが、シェルターワークショップにおける障害者の日々の手当ては低すぎるし搾取に近いと理解する。

68. 委員会は香港特別行政区に対して、搾取を予防するために、シェルターワークショップの障害者の日当を上げる法律を制定することを勧告する。

自立した生活及び地域社会への包容（インクルージョン）（第19条）

69. 委員会は、賃貸可能な住宅の不足を懸念する。また、障害者が自分達のコミュニティにおいて家で暮らす能力を強化し、社会にインテグレーションされることを目的としている地区支援センターの施設が不足していることも憂慮する。

70. 委員会は香港特別行政区に対して、もっと賃貸可能な主流の住宅を設置するためにさらに財源を配分し、住居の自由な選択を事実上可能にすることを保証するためのアクセシブルな住居施設の設立を促進する政策を強化することを提案する。

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（情報へのアクセス）（第21条）

71. 委員会は、香港特別行政区が手話の重要性を公式に認識するのが不足しているため、聴覚障害のある人が情報にアクセスするのが困難な状況であることを留意する。委員会は、手話通訳者へのトレーニング不足及び手話通訳者が提供するサービスの不足を懸念する。

72. 委員会は、香港特別行政区に手話通訳者へのトレーニング及び手話通訳者が提供するサービスを増やすことを勧告する。香港特別行政区はそうした通訳者の公的な試験とアセスメントを認めるべきである。

教育（第24条）

73. 障害のある生徒達が普通学校で勉強することを支援する統合教育計画（Integrated Education Plan）を称賛する一方、委員会はその実施について懸念する。委員会は、教員対生徒の割合が高すぎ、また特別な教育のニーズについて教員へのトレーニングが不十分だと憂慮する。さらに、委員会は一貫した教育政策が不足していることから、障害のある学生の数が高等教育において少ないことを不安に感じる。

74. 委員会は、統合教育計画の有効性を見直し、教員対生徒の割合、そして特別な教育のニーズと合理的配慮について教員へのトレーニングを改善することを勧告する。委員会は香港特別行政区に、高等教育でのアクセシビリティを保証するために、十分な資源を提供することを強く促す。

健康（第25条）

75. 委員会は、公的医療サービスへの需要が供給より高いという事実を不安に感じる。また委員会は、多くの保険会社が障害者の申請を拒否しており、そのため障害者が医療費を払えなくなっているという事実を懸念する。

76. 委員会は香港特別行政区に、公的医療サービスにもっと人的及び財政的資源を配分し、保険会社の協力を調整するよう提案する。

労働及び雇用（第27条）

77. 委員会は香港特別行政区において、障害者の失業率が高く、障害者の平均給料が障害のない人よりはるかに低いことを懸念する。委員会は障害のある公務員の数が低いことも不安に感じる。

78. 委員会は香港特別行政区に、障害者の雇用を促進するために積極的優遇措置をとり、特に公務員において障害者の雇用を優先化することを勧告する。

相当な生活水準及び社会的な保証（第28条）

79. 委員会は包括的社会保障支援（Comprehensive Social Security Assistance）を受給するための申請と資格の評価が家族ベースであることを懸念する。さらに、委員会は障害手当の承認に、医師によって異なる基準が採用されていることも憂慮する。

80. 委員会は香港特別行政区に、包括的社会保障支援を受給する資格を決定するために、家族ベースでなく個人ベースでの評価に変えるよう提案する。また委員会は、香港特別行政区に、障害手当の承認に普遍的な基準を導入するよう勧告する。

政治的及び公的活動への参加（第29条）

81. 委員会は公職についている障害者の数が少ないことと、障害のある有権者にとっていくつかの投票所がアクセシブルでないことを懸念する。

82. 委員会は、香港特別行政区に積極的格差是正措置を通じて障害者が政治に積極的に参加することを強化し、すべての投票所のアクセシビリティを保証することを強く促す。

1. 個別の権利（第31条－第33条）

国内における実施及び監視（第33条）

83. 委員会は、中心となるリハビリテーション局長の地位が低いことと、第33条第2パラグラフに準ずる独立した監視の仕組みが無いことを憂慮する。

84. 委員会は香港特別行政区にリハビリテーション局長の権威を強化し、障害者と彼らを代表する団体が積極的に参加する、独立した監視の仕組みを設立することを勧告する。